

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 東邦 Always カード<JCB>会員規約 | |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 (会員) | 第1条 (会員) |
| <p>1. 株式会社東邦銀行（以下「銀行」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」といいます。）に銀行およびJCB（以下「両社」といいます。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「<u>カード</u>」のうち<u>家族会員に貸与</u>されるものをいいます。<u>また当該カードのカード番号を含むものとします。</u>以下同じです。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（<u>第22条に定めるものをいいます。以下同じです。</u>）、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」といいます。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。<u>また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じです。</u>）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> | <p>1. 株式会社東邦銀行（以下「銀行」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が運営するクレジットカードカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」といいます。）に銀行およびJCB（以下「両社」といいます。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下本条において同じです。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピングおよび海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い（以下あわせて「金融サービス」といいます。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> |
| 第2条 (カードの貸与およびカードの管理) | 第2条 (カードの貸与およびカードの管理) |

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1. 銀行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> | <p>1. 銀行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p> |
| <p>2. カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、<u>以下の情報の全部または一部が表示されています。</u></p> | <p>2. カードの表面には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいいます。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいいます。以下同じです。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p> |
| <p><u>(1)会員の氏名</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(2)カード番号およびカードの有効期限等（以下併せて「カード番号等」といいます。）</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(3)セキュリティコード（カード裏面に印字される場合には、署名欄（サインパネル）に印字される7桁の数値のうち下3桁または「SECURITY CODE」との表記で印字される3桁の数値をいいます。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」といいます。）</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意</u></p> | <p>【新設】</p> |

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <u>をもって、カード情報を管理するものとします。</u> | |
| 3. カードの所有権は銀行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、 <u>カードおよびカード情報</u> は、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 | 3. カードの所有権は銀行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 |
| 第3条 (カードの再発行) | 第3条 (カードの再発行) |
| 2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、 <u>カード</u> 番号の変更ができるものとします。 | 2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、 <u>会員</u> 番号の変更ができるものとします。 |
| 第4条 (カードの機能) | 第4条 (カードの機能) |
| 3. 金融サービスは、会員が JCB 所定の ATM 等を利用する方法等により、銀行から金銭を借り入れることができる機能であり、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第30条から第31条に定めるものをいいます。以下同じです。）の <u>2</u> つのサービスからなります。 | 3. 金融サービスは、会員が JCB 所定の ATM 等を利用する方法等により、銀行から金銭を借り入れることができる機能であり、 キャッシング1回払い 、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第30条から第31条に定めるものをいいます。以下同じです。）の <u>3</u> つのサービスからなります。 |
| 第5条 (付帯サービス等) | 第5条 (付帯サービス等) |
| 3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や <u>カード</u> 番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じです。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、銀行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。 | 3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や <u>会員</u> 番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じです。）をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、銀行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。 |
| <u>4. 会員は、銀行が認める場合、銀行が別に定めるところに従い、WEB サービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じ</u> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>です。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、銀行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための銀行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u></p> | |
| <p>5. 銀行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、銀行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p> | <p>4. 銀行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、銀行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p> |
| <p>第6条 (カードの有効期限)</p> | <p>第6条 (カードの有効期限)</p> |
| <p>1. カードの有効期限は、カードの<u>券面または会員本人のみが閲覧できる画面等</u>に表示された年月 <u>(以下「有効期限月」といいます。)</u>の末日までとします。</p> | <p>1. カードの有効期限は、カード<u>上</u>に表示された年月の末日までとします。</p> |
| <p>第7条 (暗証番号)</p> | <p>第7条 (暗証番号)</p> |
| <p>2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の<u>使用</u>を避けるものとします。推測されやすい番号等を<u>使用</u>したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その<u>使用</u>はすべて当該カードを貸与されている会員本人が<u>使用</u>したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p> | <p>2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号<u>利用</u>を避けるものとします。推測されやすい番号等を<u>利用</u>したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その<u>利用</u>はすべて当該カードを貸与されている会員本人が<u>利用</u>したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p> |
| <p>第8条 (年会費)</p> | <p>第8条 (年会費)</p> |
| <p>1. 本会員は、有効期限月の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に銀行に対し、銀行が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異な</p> | <p>1. 本会員は、有効期限月 (カード上に表示された年月の月をいいます。) の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に銀行に対し、銀行が通知または</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>ります。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、銀行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> | <p>公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なります。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、銀行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> |
| <p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいいます。)、暗証番号、家族会員、<u>Eメールアドレス</u>等(以下「届出事項」といいます。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。<u>また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含みます。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u></p> | <p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいいます。)、暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」といいます。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。</p> |
| <p>第10条 (会員区分の変更)</p> <p>3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて銀行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等、<u>付帯サービスの内容・条件その他</u>条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。</p> | <p>第10条 (会員区分の変更)</p> <p>3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて銀行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。</p> |
| <p>第11条 (取引時確認等)</p> <p><u>2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u></p> | <p>第11条 (取引時確認等)</p> <p>【新設】</p> |
| <p><u>第11条の3 (マネー・ローンダリング等の禁止)</u></p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含みます。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」といいます。）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>第2章 個人情報の取り扱い</p> | |
| <p>第14条 （個人情報情報機関の利用および登録）</p> | <p>第14条 （個人情報情報機関の利用および登録）</p> |
| <p>1. (1) 両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のためにそれぞれが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じです。）が登録されている場合はこれを利用すること。</p> | <p>1. (1) 両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のためにそれぞれが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じです。）が登録されている場合はこれを利用すること。</p> |
| <p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p> | |
| <p>第22条 （ショッピングの利用）</p> | <p>第22条 （ショッピングの利用）</p> |
| <p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が<u>カード</u>番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<u>カード</u>番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、銀行ま</p> | <p>5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が<u>会員</u>番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<u>会員</u>番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>たは JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 42 条第 1 項なお書き、および第 42 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。</p> | <p>銀行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 42 条第 1 項なお書き、および第 42 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。</p> |
| <p>7. (2) 銀行、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、銀行または JCB において会員の <u>カード</u> 番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p> | <p>7. (2) 銀行、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、銀行または JCB において会員の <u>会員</u> 番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>8. 銀行は、約定支払額（第 33 条に定めるものをいいます。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の JCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。</p> |
| <p>8. 家族会員が家族カードを <u>使用</u> して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p> | <p>9. 家族会員が家族カードを <u>利用</u> して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。</p> |
| <p>9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいいます。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかににかかわらず、禁止の対象となります。</p> | <p>10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいいます。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」といいます。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかににかかわらず、禁止の対象となります。</p> |

東邦 Always カード <JCB> ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。</p> | <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。</p> |
| <p>第23条 （立替払いの委託）</p> <p>【削除】</p> | <p>第23条 （立替払いの委託）</p> <p>3. 第1項にかかわらず、銀行が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、銀行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p> |
| <p>第27条 （ショッピング分割払い）</p> <p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を銀行所定の方法によりボーナス月（1月および8月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p> | <p>第27条 （ショッピング分割払い）</p> <p>4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を銀行所定の方法によりボーナス月（1月および8月）の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p> |
| <p>第29条 （会員と加盟店との間の紛議等）</p> <p>3. (2) 商品等に破損、汚損、故障があるなど<u>会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない</u>こと。</p> | <p>第29条 （会員と加盟店との間の紛議等）</p> <p>3. (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。</p> |
| <p>第30条 （海外キャッシング1回払い）</p> <p>【削除】</p> | <p>第30条 （海外キャッシング1回払い）</p> <p>5. 銀行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、そ</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| | <p>の他会員の JCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員の海外キャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たな海外キャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況に関わらず、銀行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p> |
| <p>5. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」といいます。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCB と JCB の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の JCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第 33 条第 7 項が適用されるものとします。</p> | <p>6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合（会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」といいます。）であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCB と JCB の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）の JCB が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第 33 条第 6 項が適用されるものとします。</p> |
| <p>6. 前項にかかわらず、会員が CD・ATM または第 3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。）、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」といいます。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 33 条第 7 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> | <p>7. 前項にかかわらず、会員が CD・ATM または第 3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」といいます。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 33 条第 7 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>7. 海外キャッシング 1 回払いの利用のために、カードを使用して CD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、銀行は以下の対応をとることができます。</p> | <p>8. 海外キャッシング 1 回払いの利用のために、カードを利用して CD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、銀行は以下の対応をとることができます。</p> |
| <p>第 31 条 (キャッシングリボ払い)</p> | <p>第 31 条 (キャッシングリボ払い)</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>7. 銀行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の JCB カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、銀行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p> |
| <p>7. 第 30 条第 7 項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p> | <p>8. 第 30 条第 8 項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</p> |
| <p>第 4 章 お支払い方法その他</p> | |
| <p>第 33 条 (約定支払日と口座振替)</p> | <p>第 33 条 (約定支払日と口座振替)</p> |
| <p>1. 毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届け出た銀行所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払い口座」といいます。）から口座振替または自動引落としの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座</p> | <p>1. 毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届け出た銀行所定の金融機関の預金口座（以下「お支払い口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、銀行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または銀行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。</p> | <p>手数料は原則本会員の負担となります。によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または銀行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。</p> |
| <p>第 34 条 (明細)</p> | <p>第 34 条 (明細)</p> |
| <p>1. 銀行は、<u>「MyJCB」および「MyJ チェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を電磁的記録の提供方法によって通知します。銀行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第 24 条第 2 項(2)に基づく利用内容の変更等が行なされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</u></p> | <p>銀行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含みます。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」といいます。）を約定支払日の当月初め頃、銀行所定の方法により本会員に通知します。なお、第 24 条第 2 項(2)に基づく利用内容の変更等が行なされた場合、銀行は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</p> |
| <p>2. <u>銀行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいいます。以下同じです。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、銀行は本会員が明細書の発行を希望し、銀行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。銀行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は銀行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として銀行が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（ただし、銀行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支</u></p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>払うものとし、ただし、銀行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとし、銀行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</u></p> | |
| <p><u>3. 銀行が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに銀行に対して届け出るものとし、</u></p> | 【新設】 |
| <p>第38条（期限の利益の喪失）</p> | <p>第38条（期限の利益の喪失）</p> |
| <p>1. (7)カード改ざん、不正<u>利用</u>等銀行がカードの利用を不相当と認めたとき。 (11)第42条第4項(1)、(2)、(4)、<u>(9)、(11)または(12)</u>のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p> | <p>1. (7)カード改ざん、不正<u>使用</u>等銀行がカードの利用を不相当と認めたとき。 (11)第42条第4項(1)、(2)、(4)または(9)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</p> |
| <p><u>第38条の2（取引の制限等）</u></p> | 【新設】 |
| <p><u>銀行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、銀行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限りません。以下同じです。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、銀行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</u></p> | 【新設】 |
| <p><u>(1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</u></p> | 【新設】 |
| <p><u>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと銀行が判断した場合</u></p> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <u>(3) 会員が第 11 条の 3 に違反しているか、または違反しているおそれがあると銀行が判断した場合</u> | 【新設】 |
| <u>(4) 会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</u> | 【新設】 |
| <u>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと銀行が合理的に判断した場合</u> | 【新設】 |
| 第 42 条 (退会および会員資格の喪失等) | 第 42 条 (退会および会員資格の喪失等) |
| 4. 会員 ((5) または(9) のときは、(9) に該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) 、 <u>(9)、(11)、(12)</u> のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、 <u>(9)</u> においては当然に、(2) においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、 <u>(8)、(10)、(11)、(12)</u> においては銀行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。 <u>また、</u> 本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 | 4. 会員 ((5) または(9) のときは、(9) に該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、 (8) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、 (9) においては銀行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。 また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、 本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。 |
| <u>(8) 会員が自らまたは第三者を利用して、銀行、JCB または両社の委託先の役員または従業員 (以下、総称して「役職員」といいます。) に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</u> | 【新設】 |
| <u>① 暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <u>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含みます。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u> | 【新設】 |
| <u>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u> | 【新設】 |
| <u>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u> | 【新設】 |
| <u>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u> | 【新設】 |
| <u>(9) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。</u> | (8) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。 |
| <u>(10) 会員が死亡したことを銀行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が銀行にあったとき。</u> | (9) 会員が死亡したことを銀行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が銀行にあったとき。 |
| <u>(11) 会員が第 11 条の 3 に違反したと銀行が合理的に判断したとき、または会員が第 9 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(12) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</u> | 【新設】 |
| 5. 家族会員は、本会員が、 <u>両社</u> 所定の方法により家族会員による家族カードの <u>使用</u> の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。 | 5. 家族会員は、本会員が、 銀行 所定の方法により家族会員による家族カードの <u>利用</u> の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。 |
| 【削除】 | 8. 銀行は、第 4 項または第 5 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でな |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| | <p>いと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。</p> |
| <p>8. 会員は、会員資格の取消し後においても、カードを利用したまたはされたとき(会員番号の使用を含みます)は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払の責を負うものとします。</p> | <p>9. 会員は、会員資格の取消し後においても、カードを利用したまたはされたとき(会員番号の使用を含みます)は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払の責を負うものとします。</p> |
| <p>第 43 条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)</p> | <p>第 43 条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)</p> |
| <p>1. カードを紛失し、<u>または盗難もしくは詐取等されたこと</u>により、他人にカード<u>またはカード番号等</u>を使用した場合 <u>(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含みます。)</u>、<u>それらの</u>カード利用代金は本会員の負担とします。</p> | <p>1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合 には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</p> |
| <p>2. 前項にかかわらず、<u>会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失または盗難による場合をいいます。)</u>、<u>会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)</u>、銀行または JCB に <u>両社所定の方法によりその事実を通知するとともに</u> 所轄の警察署へ届け出、かつ銀行または JCB の請求により所定の紛失盗難届を銀行または JCB に提出した <u>ことを条件として</u>、銀行は、<u>当該通知を受けたカードについて</u>、銀行または JCB が <u>通知</u>を受けた日の 60 日前以降 <u>に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかる</u>カード利用代金を免除します。</p> | <p>2. 第 1 項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに銀行または JCB に 届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ銀行または JCB の請求により所定の紛失、盗難届を銀行または JCB に提出した 場合、銀行は、本会員に対して銀行または JCB が 届け出を受けた日の 60 日前以降 のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> |
| <p>3. <u>会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合 (ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除きます。)</u>には、当該他人が銀行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、銀行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を銀行に支払うものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問いません。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」といいます。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u></p> | <p>(2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。</p> |
| <p><u>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。</u></p> | <p>(3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。</p> |
| <p><u>(4) 会員が銀行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または銀行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限りません。）に協力しなかったとき。</u></p> | <p>(5) 会員が銀行の請求する書類を提出しなかったとき、または銀行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。</p> |
| <p><u>(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u></p> | <p>(4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。</p> |
| <p><u>(6) 会員が第3項に違反したとき。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいいます。以下同じです。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。）。</u></p> | <p>(6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第7条第2項ただし書きの場合を除きます。）。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|-------------|
| <p><u>第 43 条の 2 (カード番号等の不正利用)</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」といいます。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含みます。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、銀行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、銀行または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を銀行または JCB に提出したことを条件として、銀行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第 9 条（届出事項の変更）第 3 項が適用されるものとします。）から 60 日以内に、会員が前項に基づき銀行または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング 2 回払い、またはボーナス 1 回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明</u></p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|------|
| <u>細を基準として、60 日が経過していないか否かを判定するものとし、2 度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。</u> | |
| <u>(1) 銀行が明細確定通知を本会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日</u> | 【新設】 |
| <u>(2) 銀行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日</u> | 【新設】 |
| <u>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除きます。）には、当該他人が銀行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、銀行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u> | 【新設】 |
| <u>5. 第 2 項および第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第 1 項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。</u> | 【新設】 |
| <u>(1) 会員が第 2 条に違反したとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u> | 【新設】 |
| <u>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(4) 会員が銀行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または銀行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含みますが、それらに限りません。）に協力しなかったとき。</u> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <u>(5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(6)会員が第4項に違反したとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。)</u> | 【新設】 |
| <u>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</u> | 【新設】 |
| <u>(9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</u> | 【新設】 |
| <u>6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u> | 【新設】 |
| <u>7.銀行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。銀行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</u> | 【新設】 |
| <u>2023</u> 年3月31日現在 | 2020 年3月31日現在 |
| スマリボ特約 | |
| 第4条 (本サービスの内容) | 第4条 (本サービスの内容) |
| 1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。 (1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払 | 1.本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることができるサービスに制限のある場合があります。 (1)利用者が会員規約第22条(ショッピングの利用)および第24条第1項に基づきショッピング利用をするに当たり、ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピング |

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|---|
| いとなります。ただし、 <u>一部</u> の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金 その他両社が指定するもの（JCB のホームページ等で公表します。）の支払区 分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をす るに当たり、ショッピング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サー ビスの適用は受けません。 | リボ払いとなります。ただし、電子マネーの入金、カードの付帯サー ビス料金 その他両社が指定するもの（JCB のホームページ 等で公表します。）の支払 区分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用を するに当たり、ショッピング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サ ービスの適用は受けません。 |
| (TK430002・ <u>20230331</u>) | (TK430002・ 20200331) |
| 外信表 | |
| 登録情報および登録期間 | 登録情報および登録期間 |
| ④官報によって公開されている情報 該当機関名：全国銀行個人信用情報センター 破産手続開始決定等を受けた日から <u>7年</u> を超えない期間 | ④官報によって公開されている情報 該当機関名：全国銀行個人信用情報センター 破産手続開始決定等を受けた日 から <u>10年</u> を超えない期間 |
| 【削除】 | ※上表の他、全国銀行個人信用情報センターについては、不渡り情報（第一 回目不渡り発生日から 6 ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分 日から 5 年を超えない期間）が登録されます。 |
| ※上表の他、CIC <u>および JICC</u> については支払い停止の抗弁の申出が行われて いることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。 | ※上表の他、CIC については支払い停止の抗弁の申出が行われていること が、その抗弁に関する調査期間中登録されます。 |
| ショッピングリボ払いのご案内 | |
| 1. 毎月のお支払い元金 | 1. 毎月のお支払い元金 |
| 表に「 <u>短期コース</u> 」を追加 | 【追加】 |
| <u>※適用されるコースおよび元金額は、カードお届け先の「カード発行のご案内」 （以下、「カード発行台紙」と言います。）に記載されます。</u> | 【追加】 |
| QUICPay会員規定（個人用） | |
| 第 7 条 （届出事項の変更等） | 第 7 条 （届出事項の変更等） |
| 1. 指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等に届け出た氏名、住所、電話番号 等もしくは指定カードの <u>カード番号</u> に変更が生じた場合は、遅滞なく、JCB 等 | 1. 指定本会員および QUICPay 会員は、JCB 等に届け出た氏名、住所、電話番 号等もしくは指定カードの <u>会員番号</u> に変更が生じた場合は、遅滞なく、JCB |

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 所定の方法により届け出るものとします。 | 等所定の方法により届け出るものとします |
| 第 11 条 立替払いの委託 | 第 11 条 立替払いの委託 |
| 【削除】 | 3. 第 1 項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。 |
| 3. JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)は適用となりません。 | 4. JCB が単独で本決済システムを運営する場合、第 1 項(2)は適用となりません。 |
| 第 12 条 本カード利用代金の支払区分および支払方法 | 第 12 条 本カード利用代金の支払区分および支払方法 |
| 4. 指定本会員は、指定カードの <u>カード番号</u> 、有効期限等が JCB 等により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。 | 4. 指定本会員は、指定カードの <u>会員番号</u> 、有効期限等が JCB 等により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。 |
| | <QUICPay モバイル特約> |
| | 【全文削除】 |
| (TK5500 <u>13</u> ・ <u>20230331</u>) | (TK5500 <u>00</u> ・ <u>20120201</u>) |
| J/Secure (TM) 利用者規定 | |
| 第 1 条 (目的) | 【新設】 |
| 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）および JCB の提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という。）が両社の会員に提供する認証サービスである J/Secure (TM) の内容、利用方法、その他両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、J/Secure (TM) を利用するものとします。 | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第 2 条 (定義)</p> | <p>第 1 条 (定義)</p> |
| <p><u>本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約または MyJCB 利用者規定におけるものと同様の意味を有します。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(1) 「J/Secure (TM)」とは、両社が会員に提供する第 4 条等に定める認証サービスをいいます。</u></p> | <p>1. 「J/Secure (TM)」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）および JCB の提携するカード発行会社（以下、併せて「両社」という。）が提供する第 3 条の内容のサービスをいいます。</p> |
| <p><u>(2) 「J/Secure (TM) 利用登録」とは、第 3 条に定める手続きを行った会員について、両社が当該会員を J/Secure (TM) 利用者として登録することをいいます。</u></p> | <p>2. 「J/Secure (TM) 利用登録」とは、会員が MyJCB 利用者規定第 1 条および第 2 条に基づき MyJCB への新規登録時またはログイン時に、併せて本規定に同意することにより、両社が当該会員を J/Secure (TM) 利用者として登録することをいいます。ただし、一部の JCB の提携するカード発行会社の会員については、この限りではありません。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>4. 「J/Secure ワンタイムパスワード (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用者のうち、両社所定の「J/Secure ワンタイムパスワード (TM) 利用者規定」を承認のうえ、両社所定の方法で J/Secure ワンタイムパスワード (TM) の利用を申し込み、両社が承認した者をいいます。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>5. 「J/Secure (TM) 登録情報」とは、J/Secure (TM) 利用者が J/Secure (TM) 利用登録時に申請した情報をいいます。</p> |
| <p><u>(4) 「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、加盟店のうち、会員が加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるショッピング利用を行おうとするに際して、J/Secure (TM) による本人認証に対応した加盟店をいいます。</u></p> | <p>6. 「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、両社所定の会員規約における加盟店（以下「加盟店」という。）のうち、当該加盟店の運営する WEB サイト等（以下「加盟店サイト等」という。）において両社が定める J/Secure (TM) の標識および両社所定の内容を表示し、J/Secure (TM) 利用者からカードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、両社所定の認証方式による認証手続（以下「認証手続」という。）に対応した加盟店をいいます。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>(5)「ワンタイムパスワード」とは、J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に都度発行を受け、1 回に限って利用できるパスワードのことをいいます。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(6)「固定パスワード」とは、J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に使用する固定のパスワードをいい、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードを指します。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>(7)「パスワード」とは、ワンタイムパスワードと固定パスワードの総称を指します。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>第 3 条 (J/Secure(TM)利用登録)</p> | <p>第 2 条 (J/Secure(TM)利用登録等)</p> |
| <p>1. <u>会員が MyJCB サービスに利用登録する際その他両社所定の際に 本規定に同意することをもって、会員の J/Secure(TM)利用登録が完了します。</u></p> | <p>1. J/Secure(TM)利用登録は、MyJCB への新規登録時またはログイン時に表示される J/Secure(TM)利用者規定への同意をもって完了とします。ただし、一部のカード発行会社の会員については、この限りではありません。</p> |
| <p>2. <u>前項にかかわらず、両社は、会員による J/Secure(TM)の利用が不相当と判断した場合には、当該会員の J/Secure(TM)利用登録を認めない場合があります。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>2. 一部の提携カード発行会社の会員における J/Secure(TM)利用登録は、本規定に同意のうえ、JCB および一部の JCB の提携カード発行会社所定の方法により申請し、当該カード発行会社の承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>4. J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとします。</p> |
| <p>第 4 条 (J/Secure(TM)の内容等)</p> | <p>第 3 条 (J/Secure(TM)の内容等)</p> |
| <p>1. J/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。</p> | <p>1. 両社の提供するJ/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。</p> |
| <p><u>(1)会員が J/Secure(TM)参加加盟店においてインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引によるシ</u></p> | <p>(1)J/Secure(TM)参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、両社が J/Secure(TM)利用</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>ショッピング利用を行おうとするに際して、当該加盟店におけるショッピング利用の全部または一部について、第5条および第6条に定める方法で、会員の本人認証を行うサービス</u></p> | <p>者に対して認証 <u>手続</u>を行うサービス</p> |
| <p><u>2. 両社による J/Secure(TM) のサービスは無料です。ただし、J/Secure(TM) を利用する際に通信会社に対して生じる通信料は、J/Secure(TM) 利用者の負担となります。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>3. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure(TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEB サイトその他の方法で、J/Secure(TM) 利用者に対し、公表または通知します。</u></p> | <p>2. 両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure(TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEB サイトその他の方法で、J/Secure(TM) 利用者に対し、公表または通知します。</p> |
| <p><u>第5条 (認証方法)</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>1. J/Secure(TM) の認証方法は、以下のいずれかの方法とします。</u> <u>(1) ワンタイムパスワードを入力する方法</u> <u>(2) MyJCB アプリ認証を利用する方法</u> <u>(3) 固定パスワードを利用する方法</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>2. 前項にかかわらず、両社は J/Secure(TM) の認証方法を追加または変更する場合があります。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>3. J/Secure(TM) 利用者は、両社所定の方法により、第1項に定める認証方法のうちいずれの方法によって J/Secure(TM) の認証を行うか選択するものとします。ただし、J/Secure(TM) 利用者の登録状況、カード発行会社、通信・設備の状況その他の事情により、第1項に定める認証方法の一部しか選択できない場合、および両社が認証方法を指定し、または J/Secure(TM) 利用者の選択した認証方法を一時的にもしくは継続的に変更する場合があります、J/Secure(TM) 利用者はこれらをあらかじめ了承するものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>4. 第1項にかかわらず、両社は、J/Secure(TM) 利用者に対して事前に通知また</u></p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>は公表のうえ(ただし、緊急の場合には事前の通知および公表を行うことなく)、第1項に定める認証方法のいずれかを廃止する場合があります。この場合、廃止される認証方法を選択している J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法により他の認証方法に変更するものとします。また、両社は廃止される認証方法を選択している J/Secure(TM)利用者の認証方法を他の方法に変更する場合があります、J/Secure(TM)利用者はこれをあらかじめ了承するものとします。</u></p> | |
| <p><u>5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定はEメールを送信する方法となります。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>第6条 (利用方法等)</p> | <p>第4条 (J/Secure(TM)の利用方法等)</p> |
| <p>1. <u>前条第1項(1)または(3)の方法による認証を行う場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店におけるショッピング利用に際して、両社が要求した場合に、パスワードを入力するものとします。両社は、入力されたパスワードと、両社が発行しまたは登録されたパスワードが一致した場合は、その入力を J/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。</u></p> | <p>1. J/Secure(TM)利用者は、加盟店サイト等において、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、両社がパスワードの入力を要求した場合、両社の指示に基づき、次項のパスワードを入力しなければならないものとします。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>2. J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM)において使用するパスワードは、MyJCB サービスのパスワードと同一のパスワードとします。ただし、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者は、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定の定めに従い、J/Secure(TM)を利用の都度発行され、1回限り利用できるワンタイムパスワード (J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定において「J/Secure ワンタイムパスワード(TM)」と定義されるものをいう。) を使用するものとします。(以下、MyJCB サービスのパスワードとワンタイムパス</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| | <p>ワードを併せて、「パスワード」という。)</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>3. 両社は、第1項に基づき入力されたパスワードと予め登録されたMyJCBサービスのパスワード（ただし、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者の場合はワンタイムパスワード）が一致した場合は、その入力者を J/Secure(TM)利用者かつ会員と推定して扱います。</p> |
| <p>3. 両社は、前二項の認証結果を J/Secure(TM) 参加加盟店に通知します。</p> | <p>4. 両社は、前項の認証結果を J/Secure(TM) 参加加盟店に通知します。</p> |
| <p>4. J/Secure(TM)利用者は、<u>第1項および第2項の定め</u>のほか、<u>両社が定めるその他の規定、注意事項等および両社が公表する内容、制約および方法に基づいて、J/Secure(TM)を利用</u>するものとします。</p> | <p>5. J/Secure(TM)利用者は、本規定のほか、MyJCB利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。）を遵守するものとします。</p> |
| <p>第7条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任)</p> | <p>第5条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任)</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>1. J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者には、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定第6条 (J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者の管理責任) が適用されるものとし、本条は適用されません。</p> |
| <p>1. J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードが J/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。</p> | <p>2. J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードが J/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。</p> |
| <p><u>2. J/Secure(TM)利用者は、自己が両社に登録したEメールアドレスまたは携帯電話番号宛に第5条第5項に基づきワンタイムパスワードが送信されることを認識し、Eメールアドレスおよび携帯電話端末等を厳重に管理するものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>3. J/Secure(TM)利用者は、MyJCBアプリ認証において、MyJCBアプリを利用する端末が J/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、当該端末の悪用防止機能を適切に利用するものとし、また当該端末の保管等につき、厳重に管理するものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>4. <u>J/Secure(TM)利用者が J/Secure(TM) 参加加盟店以外の加盟店においてショッピング利用を行う場合には、本規定に基づく認証が行われることはなく、会員規約に基づきショッピング利用がなされます。また、J/Secure(TM) 参加加盟店におけるショッピング利用の場合であっても、常に第 5 条および第 6 条に定める方法による本人認証が行われるわけではありません。したがって、会員が J/Secure(TM) 利用登録をした場合であっても、J/Secure(TM) 利用者は引き続き、会員規約第 2 条に基づき、カード情報を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負います。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>5. <u>J/Secure(TM)利用者が第 5 条第 1 項(1)または(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第 3 項または第 4 項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>6. <u>J/Secure(TM)利用者は、パスワードまたは認証に使用する端末等の紛失・盗難等の事実もしくは J/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、両社に両社所定の方法でその事実を通知するとともに、被害状況およびパスワードや端末等の管理状況等についての両社による調査に協力するものとします。また、J/Secure(TM)利用者は、認証に使用する端末等の紛失、盗難または詐取等に遭い、それにより J/Secure(TM)による認証を他人に不正に利用された場合には、速やかに所轄の警察署に届け出を行うものとします。</u></p> | <p>3. J/Secure(TM)利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure(TM)利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure(TM)利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>(1) J/Secure(TM)利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>(2) 故意・過失にかかわらず J/Secure(TM)利用者本人およびその家族、親族、</p> |

東邦 Always カード <JCB> ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|--|
| | 同居人など J/Secure(TM) 利用者の関係者による利用である場合 |
| 【削除】 | (3) カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合 |
| 【削除】 | (4) 前号の調査における、J/Secure(TM) 利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合 |
| 【削除】 | (5) カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60 日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合 |
| 【削除】 | (6) 購入商品などが、カード発行会社に登録の J/Secure(TM) 利用者の住所に配達され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいは IP アドレスが J/Secure(TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合 |
| 【削除】 | (7) J/Secure(TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合 |
| 【削除】 | 8) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合 |
| 【削除】 | (9) その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure(TM) 利用者本人の利用であると判断した場合 |
| <p><u>7. 他人にカード番号等を使用され場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にパスワードが使用されたときには、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。ただし、パスワードの管理につき、J/Secure(TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</u></p> | 【新設】 |
| <p><u>8. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際に MyJCB アプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約（カードの紛失、</u></p> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>盗難による責任の区分) 第 1 項から第 4 項および (カード番号等の不正利用) 第 1 項から第 7 項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure (TM) 利用者が本規定に違反した場合には、会員規約 (カードの紛失、盗難による責任の区分) 第 2 項または (カード番号等の不正利用) 第 2 項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。</u></p> | |
| <p>第 8 条 (J/Secure (TM) 利用者の禁止事項)</p> | <p>第 6 条 (J/Secure (TM) 利用者の禁止事項)</p> |
| <p>第 9 条 (知的財産権等)</p> | <p>第 7 条 (知的財産権等)</p> |
| <p>第 10 条 (J/Secure (TM) 利用登録の解除等)</p> | <p>第 8 条 (利用登録抹消)</p> |
| <p><u>1. J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure (TM) 利用登録を解除することができます。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>2. 両社は、J/Secure (TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、当該利用者の J/Secure (TM) 利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure (TM) のサービスの利用を停止することができるものとします。</u></p> | <p>両社は、J/Secure (TM) 利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure (TM) のサービスの利用を制限することができるものとします。</p> |
| <p><u>(6) 第 5 条第 4 項に基づき J/Secure (TM) 利用者が選択している認証方法が廃止される場合であって、廃止日までに他の認証方法に変更がなされなかった場合</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p><u>3. 第 1 項または第 2 項に基づき、J/Secure (TM) 利用登録が解除された場合または J/Secure (TM) のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure (TM) 参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があり、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>第 11 条 (個人情報取扱い)</p> | <p>第 9 条 (個人情報取扱い)</p> |
| <p>第 12 条 (免責)</p> | <p>第 10 条 (免責)</p> |
| <p>4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure (TM) 利用者にした逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。</p> | <p>4. 両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure (TM) 利用者にした逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| | じた損害については責任を負わないものとします。 |
| <p>第 13 条 (J/Secure(TM)の一時停止・中止)</p> <p>2. 両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティーの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は J/Secure(TM)利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または E メール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティーの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。</p> | <p>第 11 条 (J/Secure(TM)の一時停止・中止)</p> <p>2. 両社は、システムの保守等、J/Secure(TM)の維持管理またはセキュリティーの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure(TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は J/Secure(TM)利用者に対し、事前に JCB ホームページ等で公表または E メール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティーの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure(TM)のサービスの提供を停止します。</p> |
| <p>第 14 条 (本規定の改定)</p> <p>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定し <u>(本規定と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)</u>、<u>または本規定に付随する規定もしくは特約等を改定</u> することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</p> | <p>第 12 条 (本規定の改定)</p> <p>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</p> |
| <p>第 15 条 (準拠法)</p> | <p>第 13 条 (準拠法)</p> |
| <p>第 16 条 (合意管轄裁判所)</p> | <p>第 14 条 (合意管轄裁判所)</p> |
| <p>第 17 条 (本規定の優越)</p> | <p>第 15 条 (本規定の優越)</p> |
| <p>J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。</p> | <p>J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。ただし、「J/Secure ランタイムパスワード (TM) 利用者規定」は、本規定に優先し、カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| | 「両社」、「JCB またはカード発行会社」、「JCB または（もしくは）両社」を JCB と読み替えるものとします。 |
| <u>(読替規定)</u> | 【新設】 |
| <u>カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、条文中の「両社」および「カード発行会社」を「JCB」と読み替えます。</u> | 【新設】 |
| <u>(附則)</u> | 【新設】 |
| <u>J/Secure (TM) 利用者には、本規定本文のほか、本附則の各条項が適用されます。</u> | 【新設】 |
| <u>1. ワンタイムパスワードについては、2023 年 2 月 13 日時点において、J/Secure ワンタイムパスワード (TM) 利用者規定に基づきワンタイムパスワードアプリを用いた発行がなされていますが（以下、当該ワンタイムパスワードのことを「ワンタイムパスワード (アプリ)」といい、ワンタイムパスワード (アプリ) を用いたサービスのことを「アプリサービス」といいます。)、アプリサービスは、別途両社が公表する日付をもって終了となります。アプリサービスが終了されるまでの間、ワンタイムパスワード (アプリ) は、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当しますが、第 5 条第 5 項は適用されません。また、アプリサービスについては、本規定に優先して、J/Secure ワンタイムパスワード (TM) 利用者規定が優先的に適用されます。</u> | 【新設】 |
| <u>2. 別途両社が公表する日付以降、E メールおよびショートメッセージを用いたワンタイムパスワードの発行サービス（以下「新ワンタイムパスワードサービス」という。）が開始され、その時点から第 5 条第 5 項が適用されます。当該ワンタイムパスワードは、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当します。</u> | 【新設】 |
| <u>3. 第 5 条第 1 項(2)に定める MyJCB アプリ認証を利用する認証サービスは、別途両社が公表する日付以降に開始します。本規定本文の条項のうち、MyJCB アプリ認証について定める条項は当該開始日から適用されます。</u> | 【新設】 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>4. アプリサービスの利用者のうち、両社に有効なEメールアドレスまたは携帯電話番号（以下「新ワンタイムパスワード通知先」という。）を登録している会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、順次、当該利用者に通知のうえ、新ワンタイムパスワードサービスへの切替を行います。また、アプリサービスの利用者のうち、両社に新ワンタイムパスワード通知先を登録していない会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、新ワンタイムパスワード通知先を両社所定の期間内に登録するよう当該利用者に対して案内を行ったうえで、当該期間内に新ワンタイムパスワード通知先が登録されなかった場合には、順次、固定パスワードを利用する方法による本人認証への切替を行います。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| (JS100000・ <u>20230213</u>) | (JS100000・ 20200331) |
| MyJ チェック利用者規定 | |
| 第1条（目的） | 第1条（目的） |
| <p>本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、<u>JCBとカード発行会社を併せて「両社」という</u>）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。</p> | <p>本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものです。</p> |
| 第2条（定義） | 第2条（定義） |
| <p><u>本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。</u></p> | <p>【新設】</p> |
| <p>(1) 「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、<u>本規定に定める例外事由に該当しない限り、会員が会員規約に定める</u>明細書の送付を受けないようにする<u>サービスをいいます。</u></p> | <p>「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」という）の送付を受けている場合において、一定の条件を満たす場合に、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <u>(2)「MyJチェック利用者」とは、両社が本サービスの利用を承認した会員をいいます。</u> | 【新設】 |
| 第3条（対象会員） | 第3条（対象会員） |
| 1. <u>MyJCB利用者規定に同意のうえ、MyJCBの利用登録を受けた会員を本サービスの対象会員とします。</u> | 【新設】 |
| 2. <u>前項のほか、本サービスを利用することができる者の条件は、両社が定めるものとし</u> ます。 | 1. 本サービスを利用することができる者は、 JCBおよびカード発行会社（以下併せて「両社」という） が定めるものとします。 |
| 【削除】 | 2. MyJCB利用登録者を対象と します。 |
| 第5条（ <u>本サービスの内容等</u> ） | 第5条（ ご利用代金明細書等の通知 ） |
| 1. カード発行会社は、MyJチェック利用者に対して、明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は Adobe Reader とします。 | 1. カード発行会社は、 両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJチェック利用者」という） に対して、 ご利用代金 明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとします。ダウンロードできるソフトウェアの種類は AdobeReader 6.0以上 とします。 |
| 2. 前項にかかわらず、MyJチェック利用者の明細（ <u>カードが個人用の場合には家族会員、法人用の場合にはカード使用者</u> の利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、カード発行会社は明細書を MyJ チェック利用者に送付します。 | 2. 前項にかかわらず、 当面の間、 MyJ チェック利用者の ご利用代金 の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、 MyJチェック利用者は、 カード発行会社 が ご利用代金 明細書を MyJ チェック利用者に送付 <u>することを承諾するもの</u> とします。 |
| (2) コンビニエンス払込票を使っ <u>た収納代行による支払い</u> を行っている場合 | (2) コンビニエンス払込票を使っ <u>てお振込</u> を行っている場合 |
| <u>(3)MyJチェック利用者が明細書の送付を希望し、両社が認めた場合</u> | 【新設】 |
| <u>(4)その他両社が明細書の送付を必要と判断した場合</u> | (3) その他両社が ご利用代金 明細書の送付を必要と判断した場合 |
| 5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によって明細の <u>内容</u> を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。 | 5. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」によって ご利用代金 の明細を確認するものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJ チェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができます。 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>6. <u>両社</u>は、MyJ チェック利用者の明細の<u>内容</u>が確定した旨の通知（以下「<u>明細確定通知</u>」という）を、MyJ チェック利用者が<u>届け出た</u> E メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は<u>明細確定通知</u>を送信しないものとします。</p> | <p>6. <u>JCB</u>は、MyJ チェック利用者の<u>ご利用代金</u>の明細が確定された旨の通知（以下「<u>確定通知</u>」という）を、MyJ チェック利用者が<u>申請した</u> E メールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は<u>確定通知</u>を送信しないものとします。</p> |
| <p>(1) <u>MyJ チェック利用者が届け出た E メールアドレスに明細確定通知を送信したにもかかわらず、</u>正しく受信されないことがあった場合</p> | <p>(1) <u>確定通知が</u>正しく受信されないことがあった場合</p> |
| | <p>(2) <u>本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合</u></p> |
| <p>(2) <u>その他両社が明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合</u></p> | <p>(3) <u>その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合</u></p> |
| <p>(3) <u>標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合</u></p> | <p>(4) <u>確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合</u></p> |
| <p>7. <u>両社</u>は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、<u>明細確定通知</u>の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による明細の確認を行うことができるものとします。</p> | <p>7. <u>JCB</u>は、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、MyJ チェック利用者は、<u>確定通知</u>の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」による<u>ご利用代金</u>明細の確認を行うことができるものとします。</p> |
| <p>8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請した E メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。<u>明細確定通知</u>を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限ります。</p> | <p>8. MyJ チェック利用者は、「MyJCB」において申請した E メールアドレスは常に受信可能な状態にすることとします。<u>確定通知</u>を受信できないことにより、MyJ チェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとします。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限ります。</p> |
| <p>第 6 条（本サービスの提供終了）</p> | <p>第 6 条（本サービスの提供終了）</p> |
| <p>両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を<u>送付</u>するものとします。<u>なお、本サービスの提供を終了した場合、MyJ チェック利用者はカード発行会社に対し明細書の発行および送付にかかる明細手数料を会員規約の定めに従い支払うものとします。</u></p> | <p>両社は、MyJ チェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJ チェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、<u>ご利用代金</u>明細書を<u>発送</u>するものとします。</p> |
| <p>(3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の</p> | <p>(3) MyJCB 利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一</p> |

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>カード</u>番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません</p> | <p>の<u>会員</u>番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではありません。</p> |
| <p>MyJ チェック利用者規定にかかる特則</p> | <p>MyJ チェック利用者規定にかかる特則</p> |
| <p>第2条（本規定の変更）</p> | <p>第2条（本規定の変更）</p> |
| <p>2. 本規定第5条第6項(3)を以下のとおりに変更します。 「(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」</p> | <p>2. 本規定第5条第6項(4)を以下のとおりに変更します。 「(4)確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」</p> |
| <p>3. 本規定第6条の規定はJCB デビットカードの会員には適用されません。</p> | |
| <p>(MJ100001・<u>20230331</u>)</p> | <p>(MJ100001・20200331)</p> |